

1. 交通まちづくり基本計画及び行動計画

1-1 概要

区では、これまで鉄道、バス、自動車、自転車などによる多様な交通サービスの確立をめざし、「世田谷区交通まちづくり基本計画」（平成14年9月策定、平成20年3月改定）に基づき、京王線連続立体交差事業、新規コミュニティバスやコミュニティサイクルシステムの導入をはじめとした、総合的な交通計画を推進してきた。

「歩いて楽しいまちづくり」を将来ビジョンに掲げる世田谷区基本構想（平成25年9月）や世田谷区基本計画（平成26年3月）、世田谷区都市整備方針（平成27年4月）、また、様々な社会情勢の変化、東日本大震災以降の災害や環境、エネルギーに対する区民意識の高まりなどを踏まえ、平成27年度からの10年間における区の交通に関わる施策の基本方針として、新たな「交通まちづくり基本計画（平成27年3月）」を策定し、「交通まちづくり基本計画」の実現に向けた具体的な取り組みを示すものとして「交通まちづくり行動計画」（平成28年6月）を策定した。

令和2年3月には、策定から5年が経過したことから、社会情勢の変化、関連上位計画の動向、施策・事業の進捗状況などを踏まえ、「交通まちづくり基本計画（平成27年3月）」の中間見直しを行うとともに、令和2年度からの「交通まちづくり行動計画」（令和2年度～令和6年度）を策定した。

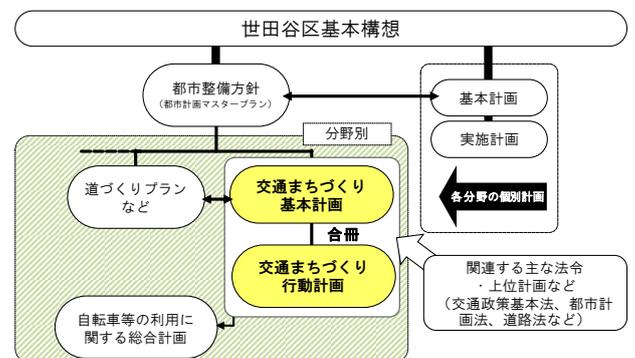
1-2 主な経緯と今後の予定

- 平成14年9月 「世田谷区交通まちづくり基本計画」策定
- 平成20年3月 「改定 世田谷区交通まちづくり基本計画」策定
- 平成27年3月 「世田谷区交通まちづくり基本計画」（平成27～36年度）策定
- 平成28年6月 「世田谷区交通まちづくり行動計画」（平成28～31年度）策定
- 令和2年3月 「交通まちづくり基本計画」（中間見直し）及び「世田谷区交通まちづくり行動計画」（令和2～6年度）策定

1-3 位置付け

交通まちづくり基本計画は、街づくり条例（平成7年条例第17号）第10条を根拠とし、都市整備方針に定める街づくりに関わる目標を実現するため、分野別整備方針・計画として策定するものである。

なお、交通まちづくり基本計画では交通まちづくりに関わる施策の方針を示すこととし、施策の取り組みは、実施計画や関連する計画及び交通まちづくり行動計画にもとづき、限られた財源の中でも効率的に施策を実施できるように配慮しつつ進めていく。



1-4 交通まちづくりの理念、目標、方針

